

付録 16. 九州大学大学院工学府規則

九州大学大学院工学府規則

平成 16 年度九大規則第 130 号

施行：平成 16 年 4 月 1 日

最終改正：平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号）及び九州大学学位規則（平成 16 年度九大規則第 86 号）により各学府において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院工学府（以下「本学府」という。）において必要と認める事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 本学府の修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学府教授会において、本学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学府教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学府教授会の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

第 3 条 本学府の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和

51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学府教授会において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第4条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、身体検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 学力検査の方法については、本学府教授会が定める。

(学期)

第5条 1学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業及び研究指導)

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法、試験等)

第7条 授業科目、単位及び履修方法は、物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻及び化学システム工学専攻にあつては別表第1、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻及びエネルギー量子工学専攻にあつては別表第2、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻及び航空宇宙工学専攻にあつては別表第3のとおりとする。

2 博士後期課程で物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻及び化学システム工学専攻に、高度の専門知識と視野の広い分子操作技術を有する研究者及び専門技術者の育成を行うため、それぞれ未来分子システム科学コースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第4のとおりとする。

3 修士課程及び博士後期課程で本学府の各専攻に、高度な専門知識とビジネス素養を備えた産業人材の育成を行うため、外国人留学生を対象に産業工学コースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第5のとおりとする。

4 修士課程及び博士後期課程で物質プロセス工学専攻、化学システム工学専攻及び地球資源システム工学専攻に、高度の専門知識と炭素資源に関する総合能力を有する技術者及び研究者の育成を行うため、新炭素資源学コースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第6のとおりとする。

5 博士後期課程で物質創造工学専攻及び材料物性工学専攻に、ナノ材料分野において社会の要請や科学技術の進歩に対応できる俯瞰力、総合力を持つ研究者の育成を行うため、それぞれ先端ナノ材料工学コースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第7のとおりとする。

6 博士後期課程で建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻及び海洋システム工学専攻に、生命科学・工学・情報科学を融合したアジア保全生態学の教育を通じて、国内外(特にアジア地域)での生物多様性観測、持続可能な生態系管理、生物多様性保全事業、自然再生事業を担う専門家を養成するため、それぞれにアジア保全生態学コースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第8及び別表第9のとおりとする。

7 地球資源システム工学専攻に、経済成長と資源効率向上を両立したアジアの実現に資する理工系リーダーの育成を行うため、九州大学博士課程教育リーディングプログラムに関する規則(平成24年度九大規則第34号。以下「リーディングプログラム規則」という。)第3条に規定するグリーンアジア国際戦略プログラムを実施するコースとして、グリーンアジア国際戦

略コースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第10のとおりとする。この場合において、グリーンアジア国際戦略コースは、修士課程から博士後期課程までの一貫した学位プログラムとする。

8 物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻及び化学システム工学専攻に、高度な最先端分子系材料科学の研究を自ら推進でき、さらに、幅広い科学技術に対する俯瞰力を兼ね備え、国際社会で活躍できるリーダーの養成を行うため、リーディングプログラム規則第3条に規定する分子システムデバイスプログラムを実施するコースとして、分子システムデバイスコースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第11のとおりとする。この場合において、分子システムデバイスコースは、修士課程から博士後期課程までの一貫した学位プログラムとする。

9 地球資源システム工学専攻に、日本・ASEANを舞台とした海外フィールド調査、ディスカッション授業等を通して、高度な専門知識、チャレンジ精神旺盛な行動力、深い洞察力、実践的コミュニケーション能力及び異文化の相互理解力を備えた地球資源工学グローバル人材の養成を行うため、地球資源スクールオンザムーブコースを置き、その授業科目、単位及び履修方法は、別表第12のとおりとする。

第7条の2 前条に掲げるもののほか、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、次の表の左欄に掲げる課程に、それぞれ同表の右欄に定めるコースを置き、各コース（国際環境システム工学特別コースを除く。）の授業科目、単位及び履修方法は別表第13のとおりとし、国際環境システム工学特別コースの授業科目、単位及び履修方法は別表第14のとおりとする。

課 程	コ ー ス
物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻及び化学システム工学専攻の修士課程及び博士後期課程	応用化学グローバルコース、材料工学グローバルコース及び化学工学グローバルコース
建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻及び海洋システム工学専攻の修士課程及び博士後期課程	建設システム工学グローバルコース、都市環境システム工学グローバルコース及び海洋システム工学グローバルコース
地球資源システム工学専攻の修士課程及び博士後期課程	地球資源システム工学グローバルコース
エネルギー量子工学専攻の修士課程及び博士後期課程	エネルギー量子工学グローバルコース
機械工学専攻の修士課程及び博士後期課程	機械工学専攻グローバルコース
水素エネルギーシステム専攻の修士課程及び博士後期課程	水素エネルギーシステム専攻グローバルコース
航空宇宙工学専攻の修士課程及び博士後期課程	航空宇宙工学グローバルコース

建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻及びエネルギー量子工学専攻の博士後期課程	国際環境システム工学特別コース
---	-----------------

第7条の3 前2条に定めるもののほか、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第8条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、工学府長（以下「本学府長」という。）に届け出なければならない。

2 指導教員が必要と認めるときは、他の専攻若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、本学府教授会で定めるところにより、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

第9条 試験は、履修した各授業科目につき、その授業科目の授業終了の学期末又は学年末に行うものとする。

第10条 単位修得の認定は、本学府教授会の承認を得た方法により各授業科目の授業担任者が、これを行う。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第11条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

（修士課程の修了要件）

第12条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について30単位（第7条第7項に規定するグリーンアジア国際戦略コースにあつては40単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第13条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている授業科目について40単位（第7条第3項に規定する産業工学コースにあつては44単位、第7条第7項に規定するグリーンアジア国際戦略コースにあつては77単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以

上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、第7条の規定により履修することとされている同課程の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本学府教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文及び最終試験）

第14条 修士論文は、在学期間中、本学府教授会の定める期日までに、指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。

第15条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、第7条及び第7条の2の規定により履修することとされている同課程の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、本学府教授会の承認を得て提出するものとする。ただし、本学府教授会が優れた研究業績を上げたと認めた者は、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第16条 最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。

（科目等履修生）

第17条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第18条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第19条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第9条及び第10条の規定を準用する。

第20条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本学府教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第83号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学工学府規則は、平成18年度に本学府に入学する者から適用し、平成18年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年度九大規則第150号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学工学府規則は、平成19年度に本学府に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第48号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第99号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学工学府規則は、平成20年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年度九大規則第31号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第98号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学工学府規則は、平成21年度に本学部に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年度九大規則第101号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学工学府規則（機械工学専攻グローバルコース、水素エネルギーシステム専攻グローバルコース及び国際環境システム工学特別コースに係る規定を除く。）は、平成22年度に本学部に入学者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第115号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院工学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第63号）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院工学府規則は、平成23年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院工学府規則は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院工学府規則は、平成24年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成24年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院工学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、グリーンアジア国際戦略コースに係る規定については、平成24年12月1日から適用する。

別表省略